

大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について

4 貿局第283号 平成4年7月31日 貿易局

最終改正 輸出注意事項20第31号・平成20・10・17

貿局第4号 平成20年10月31日 経済産業省貿易経済協力局

外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第25条第1項第一号又は同法第48条第1項の規定に基づく大量破壊兵器関連貨物・技術規制及び大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制の的確な実施を確保するため、外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)別表の2から4まで若しくは16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とした取引又は輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の2から4まで若しくは16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、別記1に掲げる取引又は貨物の輸出に該当する場合は、許可申請をする前に、別記1の1から7までのいずれか(5を除く。)に該当する取引又は輸出にあつては別記2の1の調査事項について十分に調査し当該技術又は貨物が大量破壊兵器の開発又は製造を助長する懸念がないとの判断の上、別記1の8に該当する取引又は輸出にあつては別記2の2の事項に該当する場合に、それぞれ別記3に従った書類及び別記4に従った誓約書等を当該許可申請の添付書類として提出して下さい。

なお、本件は平成14年7月15日から実施します。

別記1

- 輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であつて、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)(以下「運用通達」という。)別表第1の別紙の(注2)に定める「ろ地域」を仕向地又は提供地とするもの
- (1) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(以下「貨物等省令」という。)第2条第1項第一号に該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であつて、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とするもの。ただし、1契約において輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる軍用の化学製剤の原料となる化学物質の量が20キログラム以下のものを輸出する場合を除く(特に指示する場合はこの限りではない。)
 - (2) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イ若しくはロ若しくは第3号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であつて、運用通達別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」、③に定める「はの③地域」又はイランを仕向地又は提供地とするもの
 - (3) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからリまで若しくは第三号へからヤまでのいずれかに掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であつて、運用通達別表第1の別紙の(注3)の③に定める「はの③地域」を仕向地又は提供地とするもの。ただし、1契約において輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質又はその原料となる物質の量が20キログラム以下(貨物等省令第2条第1項第二号ホに該当する貨物については1キログラム以下)のものを輸出する場合を除く(特に指示する場合はこの限りではない。)
 - (4) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからホまで若しくは第三

号へからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、イランを仕向地又は提供地とするもの

(5) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号へからリまで若しくは第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」及び③に定める「はの③地域」以外の地域を仕向地又は提供地とするもの

(6) 輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貨物の輸出若しくは当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引又は3の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出若しくは外為令別表の3の2の項の中欄に掲げる技術であって、運用通達別表第1の別紙の(注4)に定める「に地域」を仕向地又は提供地とするもの。

3 輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の4の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の(注6)に定める「へ地域」を仕向地又は提供地とするもの

4 輸出令別表第1の3の項(2)7若しくは9若しくは4の項(4)、(13)、(15)2若しくは4、(16)若しくは(24)に該当する貨物又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、輸出令別表第1又は外為令別表の2の項に該当するものであって、アイスランドを仕向地又は提供地とするもの

5 削 除

6 「輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物」(平成13年経済産業省告示第758号)に掲げる貨物(以下「告示で定める貨物」という。)若しくは輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物又は「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(平成8年8貿易局第365号)付表に掲げる技術(以下「付表に掲げる技術」という。)若しくは外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの(技術を利用する者又は貨物の需要者(以下「需要者等」という。)が確定していない場合(役務取引許可又は輸出許可の申請時に需要者等を特定することができない場合であり、需要者等との間に注文若しくは契約又はこれらに準ずるものがある場合には、これに該当しない。以下同じ。)に限る。)

(1) 輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供のうち、別記5の1に掲げる地域を仕向地又は提供地とするもの

(2) 輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供のうち、別記5の2に掲げる地域を仕向地又は提供地とするもの

7 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供のうち、別記5の1に掲げる地域を仕向地又は提供地とするもの

(2) 輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供のうち、別記5の2に掲げる地域を仕向地又は提供地とするもの

8 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を提供地又は仕向地とするもの

別記2

1 別記1の1から7までのいずれか(5を除く。)に該当する取引又は輸出

① 技術の提供を目的とする取引の相手方又は貨物の輸入者(以下「輸入者等」という。)及び需要者等の存在及び身元

② 輸入者等及び需要者等の兵器等開発又は製造の有無

③ 輸入者等及び需要者等の関係者の軍、兵器製造業者等問題となる者の存在の有無

④ 輸入者等又は需要者等からの当該貨物又は技術の使用目的についての明確な説明の有無

- ⑤ 当該貨物又は技術の設置場所又は使用場所の明確性及び軍関係設備の近隣又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域でないことの確認
- ⑥ 当該貨物又は技術が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明
- ⑦ 需要者等の事業内容、技術レベルからみた当該貨物又は技術を必要とする合理的理由
- ⑧ 当該貨物の輸送、設置等に対する過剰な安全装置又は処置の有無
- ⑨ 異常に大量のスペアパーツ等の要求の有無
- ⑩ 通常必要とされる関連装置の要求の有無
- ⑪ 通常予想される条件以上の好意的支払条件の提示の有無
- ⑫ 通常要求される程度の保証の要求の有無
- ⑬ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請の有無
- ⑭ 輸送時における表示、船積についての特別な要請の有無
- ⑮ 輸送時における梱包と表示仕向地との一貫性
- ⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求の有無

2 別記1の8に該当する取引又は輸出

- ① 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引にあつては、
 - イ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二イ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(平成13年経済産業省告示第759号。以下「告示」という。)の規定に該当するとき
 - ロ 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。)第9条第1項第三号の二ロ又は第四号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき
- ② 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出にあつては、
 - イ 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号。以下「省令」という。)の規定に該当するとき
 - ロ 輸出令第4条第1項第三号ロ又は第四号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき

別記3

- 1 別記1の1から7までのいずれか(5を除く。)に該当する取引又は輸出であつて、需要者等が確定している場合は、
 - ① 需要者等の所在地、事業内容、組織、資本関係、主な販売先等に係る説明書
 - ② 需要者等の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する対外公表資料又は登記簿等の公式文書を、また、需要者等が確定していない場合(別記1の2の(2)、(4)又は(5)に該当する場合を除く。)は、
 - ① 輸入者等から自己の所在地、事業内容、組織、資本関係、予定される販売先等に係る説明書
 - ② 輸入者等の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する対外公表資料又は登記簿等の公式文書
 - ③ 輸入者等から当該貨物又は技術の保管方法、保管場所等についての説明書を、可能な限り取得することに努める。
- 2 別記1の8に該当する取引若しくは輸出であつて、別記2の2に掲げる要件に該当する場合は、
 - ① 需要者等の所在地、事業内容、組織、資本関係等に係る説明書
 - ② 需要者等の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する対外公表資料又は登記簿等の公式文書を、可能な限り取得することに努める。

別記4

- 1 需要者等が確定している場合

A (別記1の1から4までのいずれかに該当する場合。ただし、D又はEに該当する場合を除く。)

(1) 需要者等の誓約書

- ① 輸入者等及び需要者等の名称及び所在地
- ② 当該貨物及びその複製品又は技術の設置又は使用の場所及び目的
- ③ 用途の限定(当該貨物及びその複製品又は技術の用途は民生用途に限り、大量破壊兵器(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)の開発又は製造には、使用しない。)
- ④ 貨物の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供の制限(当該貨物及びその複製品の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供をしない。なお、やむを得ず、当該貨物及びその複製品の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供をする場合には、貨物の輸出者又は技術の提供者(以下「輸出者等」という。)の事前同意を得る。)
- ⑤ 代表者によるサイン、肩書き、日付

(2) 輸出者等の誓約書

- ① 需要者等から再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供のための事前同意を求められた場合には、経済産業省の事前の同意を得る。
- ② 需要者等が誓約書に違反したことを知った場合には、直ちに、経済産業省に報告する。

B 削 除

C (別記1の7に該当する場合)

「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」の別記3の1の誓約書

D (別記1の2の(2)に該当する場合)

需要者等の誓約書

- ① 輸入者等及び需要者等の名称及び所在地
- ② 当該貨物及びその複製品又は技術の設置又は使用の場所及び目的
- ③ 用途の限定(当該貨物及びその複製品又は技術は研究、医療、製薬又は防護目的のいずれかに使用し、その他の用途には、使用しない。)
- ④ 貨物の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供の制限(当該貨物及びその複製品の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供をしない。)
- ⑤ 代表者によるサイン、肩書き、日付

E (別記1の2の(3)、(4)又は(5)に該当する場合)

(1) 需要者等の誓約書

- ① 輸入者等及び需要者等の名称及び所在地
- ② 当該貨物及びその複製品又は技術の設置又は使用の場所及び目的
- ③ 用途の限定(当該貨物及びその複製品又は技術は、別記6に掲げる化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「化学兵器禁止条約」という。)によって禁止されていない目的に使用し、その他の用途には、使用しない。)
- ④ 貨物の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供の制限
 - (a) 別記1の2の(3)の場合
当該貨物及びその複製品の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供をしない。なお、やむを得ず、当該貨物及びその複製品の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供をする場合には、輸出者等の事前同意を得る。
 - (b) 別記1の2の(4)又は(5)の場合
当該貨物及びその複製品の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供をしない。
- ⑤ 代表者によるサイン、肩書き、日付

(2) 輸出者等の誓約書(別記1の2の(3)の場合)

- ① 需要者等から再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供のための事前同意を求められた場合には、経済産業省に事前同意を得る。
- ② 需要者等が誓約書に違反したことを知った場合には、直ちに、経済産業省に報告する。

2 需要者等が確定していない場合

A (別記1の1、2の(1)若しくは(6)、3又は4のいずれかに該当する場合)

(1) 輸入者等の誓約書

- ① 輸入者等の名称及び所在地
- ② 当該貨物及びその複製品の保管場所(当該貨物を当該保管場所において厳重に管理する。)
- ③ 予定される貨物の販売先若しくは移転先又は技術の提供先(国名、企業名等を特定すること。なお、特定することができない場合は、予想される販売先若しくは移転先又は提供先を国名、企業名等可能な範囲で例示すること。)
- ④ 当該貨物及びその複製品の販売対象若しくは移転対象又は当該技術の提供対象の限定(当該貨物及びその複製品又は技術を販売若しくは移転又は提供する対象は民生用途に限り、大量破壊兵器(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)の開発又は製造に関与する者には、販売若しくは移転又は提供しない。需要者等が確定し、販売若しくは移転又は提供を行う場合には、需要者等の概要説明等を輸出者等に提出し、その販売若しくは移転又は提供について輸出者等の事前同意を得る。)
- ⑤ 用途の限定(当該貨物及びその複製品又は技術の用途は民生用途に限り、大量破壊兵器(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)の開発又は製造には、使用しない。)
- ⑥ 貨物の再輸出又は技術の国外への再提供の制限(当該貨物及びその複製品の再輸出又は技術の国外への再提供をしない。なお、やむを得ず、当該貨物及びその複製品の再輸出又は技術の国外への再提供をする場合には、需要者等の概要説明等を輸出者等に提出し、その再輸出又は技術の国外への再提供についての輸出者等の事前同意を得る。)
- ⑦ 需要者等が確定した時点で需要者等から、別記4の1A(1)の内容を満たす誓約書を取得し、輸出者等に提出する。
- ⑧ 代表者によるサイン、肩書き、日付

(2) 輸出者等の誓約書

輸入者等が以下の行為を行う場合に、需要者等の概要説明等を経済産業省に提出し、事前同意を得る。

- ① 需要者等が確定し、販売若しくは移転又は提供を行う場合
- ② 当該貨物及びその複製品の再輸出又は技術の国外への再提供の場合

B 削 除

C (別記1の7に該当する場合)

「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」の別記3の2の誓約書

D (別記1の6の(1)又は(2)に該当する場合)

「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」の別記3の3の誓約書

E (別記1の2の(3)に該当する場合)

(1) 輸入者等の誓約書

- ① 輸入者等の名称及び所在地
- ② 当該貨物及びその複製品の保管場所(当該貨物を当該保管場所において厳重に管理する。)
- ③ 予定される貨物の販売先若しくは移転先又は技術の提供先(国名、企業名等を特定すること。なお、特定することができない場合は、予想される販売先若しくは移転先又は提供先を国名、企業名等可能な範囲で例示すること。)

- ④ 当該貨物及びその複製品の販売対象若しくは移転対象又は当該技術の提供対象の限定(当該貨物及びその複製品の販売対象若しくは移転対象又は技術の提供対象は、別記6に掲げる化学兵器禁止条約で禁止されていない目的で使用する者に限定し、その他の者には、販売若しくは移転又は提供しない。需要者等が確定し、販売若しくは移転又は提供を行う場合には、需要者等の概要説明等を輸出者等に提出し、その販売若しくは移転又は提供について輸出者等の事前同意を得る。)
- ⑤ 用途の限定(当該貨物及びその複製品又は技術は、別記6に掲げる化学兵器禁止条約で禁止されていない目的に使用し、その他の用途には、使用しない。)
- ⑥ 貨物の再輸出又は技術の国外への再提供の制限(当該貨物及びその複製品の再輸出又は技術の国外への再提供をしない。なお、やむを得ず、当該貨物及びその複製品の再輸出又は技術の国外への再提供をする場合には、需要者等の概要説明等を輸出者等に提出し、その再輸出又は技術の国外への再提供についての輸出者等の事前同意を得る。)
- ⑦ 需要者等が確定した時点で需要者等から、別記4の1E(1)の内容を満たす誓約書を取得し、輸出者等に提出する。
- ⑧ 代表者によるサイン、肩書き、日付

(2) 輸出者等の誓約書

輸入者等が以下の行為を行う場合に、需要者等の概要説明等を経済産業省に提出し、事前同意を得る。

- ① 需要者等が確定し、販売若しくは移転又は提供を行う場合
- ② 当該貨物及びその複製品の再輸出又は技術の国外への再提供の場合

3 別記1の1から3までのいずれかに該当する輸出であって、台湾を仕向地として貨物を輸出する場合(別記1の2の(5)に該当する場合を除く。)

台湾を仕向地として貨物を輸出する場合については、1の需要者等の誓約書又は2の輸入者等の誓約書に加えて、台湾經濟部国際貿易局若しくはその高雄弁事処、加工出口区管理处若しくはその各分処、科学工業園区管理局又は台湾当局の関係機関が輸入を行う場合は、その上部機関が発行する保証書の原本を添付する。

4

- (1) 別記1の2の(2)に該当する場合は、1の需要者等の誓約書に加えて、「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」(平成7年法律第65号)第10条に基づく当該物質に係る使用許可証の写しを添付する。
- (2) 別記1の2の(5)に該当する場合(イランを仕向地又は提供地とする場合を除く。)は、1の需要者等の誓約書に加えて、化学兵器禁止条約の規定に基づき輸入国政府が発行する証明書の原本を添付する。

5 別記1の8に該当する取引又は輸出であって、別記2の2中①のイに掲げる告示又は②のイに掲げる省令の規定(告示又は省令の規定のうち、当該技術又は当該貨物が核兵器等の開発等のために利用される又は用いられる場合に該当するときを除く。)に該当するときは、以下の事項を全て記載した需要者等の誓約書

- ① 輸入者等及び需要者等の名称、所在地
- ② 当該技術の利用場所及び利用目的又は当該貨物及びその複製品の設置/使用場所及び使用目的
- ③ 用途の限定(当該技術又は当該貨物及びその複製品を輸出令第4条第1項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の輸出令第4条第1項第三号イ及び第四号イに規定する開発等のために用いない。)
- ④ 代表者によるサイン、肩書き、日付

6 その他

- (1) 必要に応じ輸出者等に対し、追加して誓約書を提出するように求めることがある。
- (2) 2に規定する誓約事項に代え、他の誓約事項を盛り込んだ誓約書の提出を求める場合がある。
- (3) 誓約書に基づき、経済産業省に対して需要者確定等の事前同意を求める場合には、需要者等が確定している場合の輸出許可申請等に準じた添付資料を提出するものとする。

別記5

- 1 ベラルーシ、ブラジル、ブルガリア、キプロス、カザフスタン、ラトビア、ロシア、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、トルコ、ウクライナ
- 2 ブラジル、アイスランド、ロシア、南アフリカ共和国、トルコ、ウクライナ

別記6

- 1 工業、農業、研究、医療又は製薬の目的その他の平和目的
- 2 防護目的、すなわち、毒性化学物質及び化学兵器に対する防護に直接関係する目的
- 3 化学兵器の使用に関連せず、かつ、化学物質の毒性を戦争の方法として利用するものではない軍事的目的
- 4 国内の暴動の鎮圧を含む法の執行のための目的